

「総論」及び「その他の規制及び対策の推進」の見直しについて

1. 総則について

(1) 基本的な考え方

「総則」では、上位の条例である枚方市環境基本条例に規定されている内容と重複する部分を削除します。

(2) 現行市公害防止条例と市環境基本条例との比較

| 現行市公害防止条例 | 市環境基本条例 |
|---|---|
| <p>(市長の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市長は、あらゆる施策を通じて公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もつて市民の健康で安全かつ快適な生活を確保しなければならない。</p> | <p>(市の責務)</p> <p>第 4 条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければならない。</p> |
| | <p>(市民等の参加)</p> <p>第 16 条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等が得られるように努めなければならない。</p> |
| | <p>(広域的連携)</p> <p>第 22 条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。</p> |
| <p>(規制措置)</p> <p>第 5 条 市長は、公害を防止するため、公害の原因となる物質等の発生に関する規制その他必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>(規制の措置)</p> <p>第 12 条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。</p> |
| <p>(監視測定体制の整備)</p> <p>第 6 条 市長は、公害状況の把握及び公害防止に係る規制措置の適正な実施を図るため、必要な監視測定体制の整備に努めなければならない。</p> | <p>(監視等の体制の整備)</p> <p>第 20 条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。</p> |

| 現行市公害防止条例 | 市環境基本条例 |
|--|--|
| <p>(公害防止事業)</p> <p>第 7 条 市長は、公害の防止に資するため、緩衝緑地帯、下水道施設、廃棄物処理施設等の公共施設の整備事業を積極的に推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による事業を推進するに当たっては、公害防止事業費事業者負担法(昭和 45 年法律第 133 号)を積極的に活用するものとする。</p> | <p>(公共施設の整備等)</p> <p>第 15 条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。</p> <p>2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| <p>(都市開発における公害防止の配慮)</p> <p>第 9 条 市長は、本市の区域の開発に当たっては、公害の防止について特に配慮しなければならない。</p> | <p>第 4 条 (市の責務) <再掲></p> <p>2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。</p> |
| <p>(調査の実施)</p> <p>第 10 条 市長は、公害の予測に関する調査その他公害防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。</p> | <p>(調査研究の充実)</p> <p>第 19 条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。</p> |
| | <p>(環境情報の公開及び提供)</p> <p>第 21 条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するように努めるものとする。</p> |
| | <p>(環境の状況等の公表)</p> <p>第 7 条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。</p> |
| <p>(健康被害調査等)</p> <p>第 11 条 市長は、公害が市民の健康に及ぼす影響を調査するとともに、公害に係る健康被害に対する救済及び医療体制の整備に努めなければならない。</p> | <p>(公害に係る被害救済)</p> <p>第 14 条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。</p> |

| 現行市公害防止条例 | 市環境基本条例 |
|---|---|
| <p>(小規模事業者に対する助成) 第 12 条 市長は、小規模の事業者が公害防止のために行う施設の整備等について、必要な金融上の助成、技術上の助言その他の措置を講じるよう努めなければならない。</p> | <p>(経済的措置) 第 13 条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。</p> |
| <p>(知識の普及及び啓発) 第 13 条 市長は、公害の防止に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。</p> | <p>(環境教育及び学習) 第 17 条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実に図るとともに、環境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるものとする。 (市民等の自主的な活動の促進) 第 18 条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| <p>(苦情処理) 第 14 条 市長は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図らなければならない。</p> | |
| <p>(公害防止協定) 第 15 条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、工場等を設置しようとする者又は設置している者との間に公害防止協定を締結することにより、生活環境の保全を図らなければならない。</p> | |
| <p>(事業者の責務) 第 16 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において、必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、市長が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。 3 事業者は、この条例の規定に違反しない場合であっても、そのことを理由として、公害の防止について最大限の努力を怠ってはならない。</p> | <p>(事業者の責務) 第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。</p> |

| 現行市公害防止条例 | 市環境基本条例 |
|--|--|
| <p>(市民の責務) 第 17 条 市民は、常に生活環境の保全に努めるとともに市長が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。</p> | <p>(市民の責務) 第 6 条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。</p> <p>(各主体の協働) 第 6 条の 2 市、事業者及び市民は、前 3 条に規定するそれぞれの責務を果たすと同時に、協働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するように努めなければならない。</p> |

2. その他の規制及び対策の推進について

(1) 基本的な考え方

- ①大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定されている内容と重複する部分を削除
- ②その他、規制の整理

①大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定されている内容と重複する部分を削除

| 現行市公害防止条例 | 大阪府生活環境の保全等に関する条例 |
|--|--|
| <p>(自動車の使用者等の努力義務) 第 57 条 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車又は同条第 3 項に規定する原動機付自転車(以下これらを「自動車」という。)の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車に係る大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 14 項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の低減を図るため、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。</p> | <p>(自動車の使用者等の努力義務) 第四十一条 道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車(以下「自動車」という。)の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車に係る大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の低減を図るため、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。</p> <p>(自動車の使用者等の努力義務) 第百条 自動車の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車から発生する騒音等の低減を図るため、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。</p> |

| 現行市公害防止条例 | 大阪府生活環境の保全等に関する条例 |
|---|---|
| <p>(低公害車等の利用)</p> <p>第 58 条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(自動車排出ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車をいう。)又は自動車排出ガスの量がより少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。</p> | <p>(低公害車等の利用)</p> <p>第四十二条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(自動車排出ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。)又は自動車排出ガスの量がより少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。</p> |
| <p>(生活排水対策)</p> <p>第 59 条 市長は、生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいう。)の排出による公共用水域(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策に係る施策の実施に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用、し尿浄化槽の管理等を適正に行うよう心掛けるとともに、市による生活排水対策の実施に協力しなければならない。</p> | <p>第六十六条 市町村は、生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいう。以下この条において同じ。)の排出による公共用水域(第四十九条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下この条において「生活排水対策」という。)に係る施策の実施に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 府民は、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、府又は市町村による生活排水対策の実施に協力しなければならない。</p> |
| <p>(静穏保持義務)</p> <p>第 60 条の 2 市民は、日常生活に伴って発生する騒音により、近隣の静穏を害さないよう努めなければならない。</p> | <p>第一百二条 府民は、日常生活に伴って発生する騒音により周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。</p> |

②その他、規制の整理

<有害物質の地下浸透禁止>

有害物質による地下水汚染の防止等を目的に、その対象を「何人も」とし、有害物質の地下浸透の禁止を義務付けています。その対象は、市民生活にまでその適用が及ぶこととなります。

なお、有害物質を含む不用物を投棄した場合には、何人であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により規制されています。

一方、水質汚濁防止法及び府条例では、特定施設(府条例の場合は届出施設)から排出される汚水又は廃液を含み、有害物質を含有する地下浸透水について同様の規制を行っています。

なお、水質汚濁防止法は、平成 24 年 6 月に改正され、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対して、漏洩防止のための新たに規制が行われています。

このため、現行の規定においては、法・府条例の適用が及ぶ場合、本規定が重複し適用されることとなります。

また、改正条例では、有害物質に係る排水基準は、工場又は事業場を対象とすることから、本規制についても、その対象を、「何人も」から「工場又は事業場」へと規定を見直すこととします。